

令和4年度第7回上天草市地域公共交通会議 会議概要

I. 日時 令和5年3月10日（金）午前10時30分開始

II. 場所 上天草市大矢野自然休養村管理センター大会議室

III. 事務局 上天草市企画政策部企画政策課

IV. 次第

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 議案第7号 協議路線「さんぱーる～治郎田～宮島～さんぱーる（登立循環）」の廃止について

(2) 議案第8号 乗合タクシーの新規導入及び既存乗合タクシーの運行内容の変更について

4 その他

5 閉会

V. 主な内容

議案第7号「協議路線「さんぱーる～治郎田～宮島～さんぱーる（登立循環）」の廃止について」

事務局から協議路線の発時刻の変更について説明。

委員からの異議はなく、原案どおり承認。

議案第8号「乗合タクシーの新規導入及び既存乗合タクシーの運行内容の変更について」

事務局から乗合タクシーの新規導入及び既存乗合タクシーの運行内容の変更について説明。

■委員

- ・乗合タクシーの利用者が予約する際の電話番号は、全ての地区で共通の番号か、それとも地区ごとに異なるのか。

■事務局

- ・現在運行する乗合タクシーは、地区ごとに専用の予約電話番号を設け、市から運行事業者に携帯電話を貸し出している。今回導入する上島A地区、上島B地区、上島C地区においても、同様の運用を考えており、3地区を3事業者で輪番する予定である。

■委員

- ・利用者が混乱しないよう、わかりやすい周知が必要である。また、かけ間違いが生じる可能性が高いため、事業者への周知や対応策も必要である。

■事務局

- ・現在も周知活動を進めているが、電話番号の周知は運行開始直前の9月頃になる。わかりやすい周知を心掛けたい。

■委員

- ・ 大道地区の乗合タクシーの往路の運行時刻で、倉岳エリアや大道西エリアの時間として示されているが、具体的にはどこの地点の出発時間なのか。また、障がい者割引が適用されるとのことだが、介助の人にも適用されるのか。

■事務局

- ・ 運行時刻については、倉岳エリアの場合は8:50、その他のエリアは8:00、9:10、11:00となる。利用者の状況によっては多少のずれが生じるため、基本のダイヤとして認識していただきたい。割引については、現在運行する乗合タクシーにおいても同様の運用を行っているが、障がい者の介助の方も半額という認識で間違いない。

■委員

- ・ どこを8:00に出発するのか。途中で乗る人は、どのようにとらえればよいのか。また、割引は、高齢者の付き添いへの適用はないのか。

■事務局

- ・ 実際の運行時には多少のずれが発生するため、予約時にタクシー事業者に概ねの時間を聞いてもらいたい。割引は障がい者手帳を持つ者に対してであり、年齢等による割引はない。

■会長

- ・ 運行時間については、後から他の予約がある場合もあるため、予約時には事業者もはっきりとした時間はわからないと思われる。利用者にはあらかじめ、多少の運行時刻のずれが生じることを理解していただく必要がある。

そのほか、委員からの異義はなく、承認。

以上